

(別表1) 本事業における中小企業・小規模事業者等（個人事業主を含む）

業種・組織形態	資本金・従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下
(2) 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下
(3) サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下
(4) 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が50人以下
(5) ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が900人以下
(6) ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下
(7) 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が200人以下
(8) その他業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下
(9) 医療法人、社会福祉法人、学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下
(10) 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下
(11) 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記(1)～(8)の産業分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の場合
(12) 特別の法律によって設立された組合またはその連合会	
(13) 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	
(14) 特定非営利活動法人	